

山梨県県土整備部

「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事」要領（試行）

（趣旨）

第1条 建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職などにより、将来の担い手確保・育成が大きな課題となっており、就業者の休日や適正な賃金の確保等、処遇改善のために、働き方改革を進めることが必要である。

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）は、建設技能者の技能や経験を蓄積し、処遇改善や現場管理を効率化しようとする制度であり、建設業が魅力的な職場となり、中長期的な担い手の確保・育成を促進するために、普及・活用が求められている。

本要領は、山梨県県土整備部が発注する建設工事において、CCUSの推進を図るべく目標基準の達成状況に応じて工事成績評定で加点する工事（以下「CCUS活用工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定め、もってCCUS活用工事の円滑な実施に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

用語	定義
CCUS	建設業を営む事業者が、現場に従事する技能者の入場管理や処遇改善等に活用することを目的とし、就業履歴や技能レベル等を業界横断的に登録・蓄積するためのデータベースシステム。
下請企業	建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるもの（警備会社・運搬業者等を除く。）。
技能者	元請及び下請企業の現場に従事する従業員のうち、技能労働者として就労する者、及び一人親方。
技能者登録完了者	CCUSに技能者登録された技能者。
施工体制技能者登録	技能者登録完了者を施工体制に登録すること。
施工体制登録技能者	施工体制技能者登録された技能者
施工体制登録技能者率	施工体制登録技能者の数／技能者の数
就業履歴情報登録	施工体制登録技能者が現場のカードリーダー等を用いて、就業履歴情報の登録をすること。
カードリーダー	施工体制登録技能者の就業履歴情報の登録に対応した、現場に設置する端末。
現場利用料	施工体制登録技能者の就業履歴情報の登録（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請が支払いを行う費用。

（対象工事）

第3条 山梨県県土整備部が発注する工事で、発注者が指定するものとする。

2 前項以外の工事で、受注者がCCUSを活用するとして工事着手前までに、監督員と協議が整ったものについても、対象工事として本要領を適用することができる。ただし、第8条は適用しないものとする。

(実施内容)

第4条 受注者は、CCUS活用工事として、以下の内容について実施するものとする。

実施項目	基準
① 施工体制技能者登録	施工体制登録技能者率60%以上。 (第5条第2項で設定する計測日の平均値とする)
② 就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、就業履歴情報の蓄積環境をカードリーダー設置(概ね工事着手日)から工事完成までの期間(以下「全工事期間」という。)維持したことを確認。

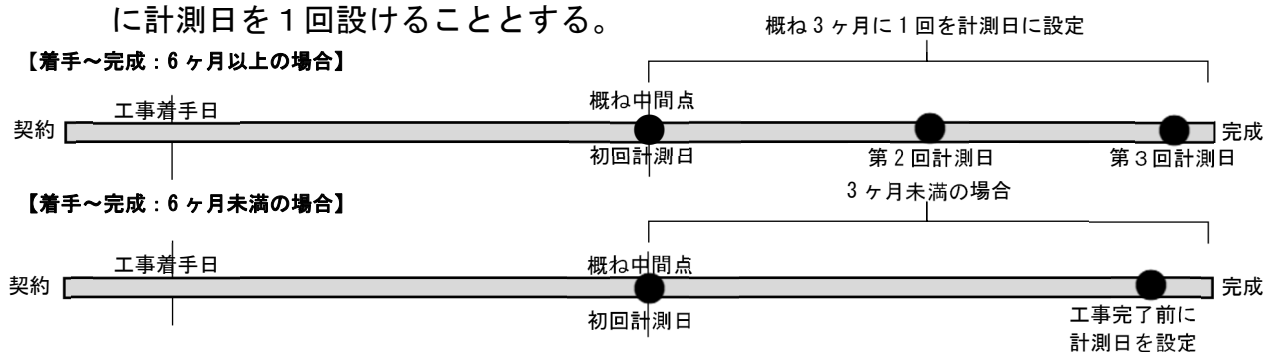
2 受注者は、CCUSの活用にあたっては、システムの運用主体である(一財)建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施するものとする。

(実施内容の確認)

第5条 受注者は、第4条第1項に掲げるCCUS活用工事の実施項目について、以下の書類を監督員に提出し、確認を受けるものとする。

実施項目	確認(提出)書類の例
① 施工体制技能者登録	施工体制登録技能者率 $= \frac{\text{施工体制登録技能者の数}}{\text{技能者の数}}$ 【計測日に作業した施工体制登録技能者の数】 ・ CCUS施工体制登録技能者一覧  【計測日に作業した技能者の数】 ・ 作業員名簿 (建設業法施行規則第14条の2第2項及び第4項) ・ KY実施活動表 等
② 就業履歴情報登録	就業履歴一覧(月別カレンダー)

2 ①「施工体制技能者登録」の計測日は、受発注者協議により工事の進捗状況に応じて適宜設定することとするが、工事の始期(工事着手日)から概ね工期の中間を初回とし、以降概ね3ヶ月に1回の頻度で設定することを基本とする。ただし、初回の計測日から3ヶ月未満で工事が完了する場合は、工事完成前に計測日を1回設けることとする。



3 前項の計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における結果や根拠資料を監督員に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は平均値を算出し、監督員に結果を提出するものとする。

4 ②「就業履歴情報登録」は、受注者が毎月確認する。また、監督員への提出は、①「施工体制技能者登録」の計測実施報告日及び工事完成後とし、監督員は、受注者が就業履歴情報の蓄積環境を全工事期間維持したことを確認する。なお、受注者は、毎月開催する災害防止協議会等において、就業履歴情報登録の結果を基に、下請企業等にCCUSの適正な運用と意識啓発を図るものとする。

(工事成績評定等)

第6条 受注者が第4条第1項の基準を達成した場合は、山梨県建設工事成績評定要領の別記様式第1における考察項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。

2 受注者は、第4条第1項に定める実施項目①、②のいずれかが基準に達しなかった場合、様式1により、未達成の項目、要因及び改善策を発注者に報告するものとする。

(特記仕様書への明示)

第7条 第3条の工事は、別紙1の例に従い、特記仕様書においてその旨を明示するものとする。

(CCUS活用に係る費用)

第8条 CCUS活用のための以下の費用については、受注者から支出実績を証する資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった場合、支出実績に応じた金額を共通仮設費として積上げ計上し、変更契約を行うものとする。

この際、これらの費用は現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とし積算する。

(1) カードリーダー等購入費用

カードリーダー（もしくは、就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー）の購入費用（新規購入に限る）について、現場での使用実績を確認した上で、購入を証する領収書等に基づき費用を計上する。

入構管理機器のOS	計上費用の上限	台数
Windows	10,000 円/台（税抜）	当該工事現場に設置する数 （1工事あたり2台を上限）
iOS	30,000 円/台（税抜）	

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は費用を計上しない。また、就業履歴の蓄積に使用する機器（パソコンやタブレット等）の設置費や通信費は計上しない。

## (2) 現場利用料

現場における現場利用料（カードタッチ費用）は、当該現場に係る就業履歴（就業履歴一覧（月別カレンダー）における就業履歴計上数）に基づき、カードタッチ1回あたり9円（税抜：税込み10円）を乗じた費用を計上する。

なお、CCUSへのシステム登録（事業者登録、管理者ID登録、技能者登録）のための費用は計上しない。

## (分析)

第9条 発注者は、本要領により実施したCCUS活用モデル工事について、課題や効果の分析を行い、更なるCCUSの普及・活用の促進を図るものとし、受注者は発注者の行う分析に協力するものとする。

## (その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

## 附則

本要領は、令和6年7月1日から施行する。

特記仕様書への明示

<特記仕様書>

【第3条第1項（発注者指定）の場合】

1 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事

（1）本工事は、「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事（発注者指定型）」の対象工事である。

詳細は、「山梨県県土整備部建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事」要領（試行）を適用する。

建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事（県土整備部）  
（山梨県県土整備部技術管理課ホームページ）

<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/ccus.html>

【第3条第2項（発注者指定以外）の場合】

1 建設キャリアアップシステム（CCUS）

（1）本工事で「建設キャリアアップシステム（CCUS）」を活用する場合は、工事着手前までに監督員と協議を行い、CCUS活用モデル工事の対象とすることができる。この場合、「山梨県県土整備部建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事」要領（試行）第3条第2項の工事として適用するものとする。

建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事（県土整備部）  
（山梨県県土整備部技術管理課ホームページ）

<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/ccus.html>